

## 食品表示ウォッチャーを募集しています！

委嘱予定人数  
30人

県では、食品の表示をモニタリングする食品表示ウォッチャーを募集しています。

### 【活動内容】

- ・食品の表示状況のモニター及び報告
- ・不適正な食品表示の情報提供
- ・食品表示に関する研修会への参加

### 【活動期間】

委嘱した日から令和5年3月31日まで

※委嘱は、令和4年5月頃を予定。

### 【応募資格】 次のいずれにも該当する方です。

- ・令和4年4月1日現在、満18歳以上の方
- ・岩手県内に居住されている方

### 【応募方法】

所定の応募用紙又は、はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、ファクス番号、応募動機、岩手県食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファクス、Eメールのいずれかでお申込みください。

#### ◆郵送の場合

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁県民くらしの安全課 食の安全安心担当

#### ◆ファクスの場合 019-629-5279 ◆Eメールの場合 [AC0009@pref.iwate.jp](mailto:AC0009@pref.iwate.jp)

【謝金】 活動に応じて1,500円（年間）の範囲内でお支払いします。（通信費等の経費を含む。）

【応募締切】 令和4年3月31日（木）（当日必着）

【問い合わせ先】 県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5270



## 事業復活支援金について

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続・回復を支援するための「事業復活支援金」が事業規模に応じて支給されます。

事業復活支援金のここだけは押さえていただきたいポイントをまとめておりますのでご確認ください。

いくらもらえるのか？	上限 30 万円又は 50 万円（個人事業主）、250 万円（法人）
給付対象者は？	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者</li><li>・2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月（対象月）の売上高が 2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の任意の月（基準月）の売上高と比較して 50% 以上又は 30%以上 50%未満減少した事業者</li></ul>
給付額は？	基準期間の合計事業収入－対象月の事業収入×5
申請期限は？	2022 年 5 月 31 日まで
申請方法は？	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペーパーによる申請はできませんので、必ず専用ポータルサイトからの電子申請となります（申請サポート会場の利用可）</li><li>・登録確認機関の事前確認が必要（省略または簡略化できる場合あり）</li></ul>

事業復活支援金の制度概要・申請方法などを申請希望者様に理解しやすいよう、わかりやすくまとめた紹介動画も公開されています。

詳しくは、[岩手県生活衛生営業指導センターHP](#)をご覧ください。

◇問い合わせ先◇

公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センター

TEL : 019-624-6642

# 特殊詐欺にご注意

令和3年末、岩手県の特種詐欺の認知件数は、31件(前年比-23件)、被害額は9,271万円(前年比-5,685万円)であり、前年から認知件数、被害額ともに減少していますが、全国的に見ると、認知件数は増加傾向にあります。

特殊詐欺の犯人は、高度に組織化されており、検挙されにくく、予防措置が有効な手段と言われていることから、下記を参考に、家族ぐるみで予防しましょう。

## 詐欺のキーワード

- あなたの口座が悪用されている。
- キャッシュカードを確認しに行く。
- 払戻金(還付金)がある。
- インターネットの利用料金が未納である。
- コンビニで電子マネーカードを購入して番号を教えてください。

## だまされないためのポイント

- ◇ 事前に家族で合言葉を決めておく。
- ◇ 在宅中でも留守番電話設定にして、すぐに電話に出ない(相手を確認する。)
- ◇ 左の詐欺のキーワード(お金の話)が出たら一旦電話を切って家族や知人、警察に相談。

◇ お問い合わせ先 消防安全課 県民安全担当(電話 019-629-6871)

## 若者の消費者トラブルについて シリーズ6回目 / 全6回

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験の少ない若者は悪質な業者のターゲットになるなど、トラブルに遭うことが懸念されます。

### 若者の消費者トラブルを防ごう！【最終回】⑥あなたの行動が社会を変える！？

自分が購入した商品や、契約したサービスでトラブルにあった時、あなたならどうしますか？

「どうせ解決しない」「少額の契約だからあきらめよう」「電話するのは面倒だ」といって何も行動しないと、トラブルが解決しないだけでなく、悪質な業者は不正な取引を続け、トラブルや被害が拡大します。

#### あなたの行動には、事業者や社会を変える力があります。

商品やサービスについてのトラブルに遭った時は消費生活センターに相談したり、事業者に連絡して対応を求めたりしましょう。

一人の声は小さくても、小さな声が集まれば、商品やサービスが改善され、事業者への指導や法律の改正などにつながります。

あなたの行動によって、他の人の被害を防ぎ、安心・安全に暮らせる社会につながります。



いわて消費者トラブル  
防止啓発キャラクター

#### ■ トラブルに遭った時は

契約についてのトラブルが発生した時は**ひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。**

専門的な知識を持った消費生活相談員が相談を受け付けます。トラブルにあった本人から聞き取りを行い、事業者との交渉の方法や、具体的な解決方法について助言や情報提供を行います。

身に覚えのない請求を受けた場合は事業者に直接連絡せず、まずは消費生活センターに相談しましょう。

**消費者ホットライン188 (いやや)** ←最寄りの消費生活センターにつながります。